

今月のお知らせ

弁護士による「離婚・養育費」に関する無料の専門相談を実施します

無料
要予約

大阪市では、離婚・養育費に関する悩みをお持ちの市民の方々のために、弁護士による専門相談を実施しています。大阪弁護士会所属の弁護士が、法律的な知識を要する問題の相談に応じ、アドバイスをを行います。

未成年のこどもがいる父母で、離婚に際して、悩み事や困り事についての相談をしたい方はもちろん、「一度話だけ聞いてみたい」という方もご利用ください。

※市内在住であれば、どちらの区役所でもご相談いただけます。

日【住之江区での開催日時】
2月25日(火) 14:00～17:00
(相談時間1組45分以内)

場 区役所1階保健福祉課(窓口③番)

対 市内在住の方 ※未成年のこどもがいる父母が対象

定 4名(先着順)

申 電話での事前予約制(2月18日(火)9:00～)

問 保健福祉課 窓口③番 ☎06-6682-9857



詳しくはこちら

介護サービス利用にかかる費用の医療費控除について

医療系を中心とした介護保険サービスを利用した場合の利用者負担は、所得税の確定申告を行うと、医療費控除の対象となる場合があります。対象となる利用者負担は、次のとおりです。なお、申告には「領収証」が必要です。

施設サービスの利用者負担額

①介護老人保健施設 ②介護老人福祉施設

③介護医療院

※上記①～③の利用料・居住費・食費の利用者負担額 ただし②は1/2相当額

居宅サービスの利用者負担額

①医療系サービスの利用者負担額(訪問看護・通所リハビリテーションなど)

②福祉系サービスの利用者負担額(生活援助中心型を除く訪問介護・通所介護など)

※福祉系サービスは、医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象。

介護福祉士等による喀痰吸引等が行われたとき

本来医療費控除の対象とならない介護サービスであっても、介護福祉士による喀痰吸引・経管栄養が行われたときは、当該居宅サービス等にかかる自己負担額の1/10が対象。

おむつ代

おむつ代の医療費控除を受けるには、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、要介護認定を受けておられ、おむつを使用している方については、医師の証明に代わる「確認書」を、お住まいの区の区役所の介護保険の窓口で交付できる場合があります。

問 保健福祉課(高齢・介護保険) 窓口④番
☎06-6682-9859

住之江区将来ビジョン(案)についてご意見募集!

将来ビジョンは、約5年後の住之江区のめざす姿とその実現に向けた施策展開の方向性などについてとりまとめ、区民の方々に明らかにするものです。

このビジョンをより良いものにするため、多くの皆様から広くご意見を募集します。ビジョンはホームページでご覧いただけるほか、区民情報コーナー(区役所1階)にも配架しています。

募集期間 2月3日(月)～3月5日(水)

提出方法 メール、郵送、FAX、窓口、大阪市行政オンラインシステムにて受付

※所定の様式を使用してください。

問 総務課(ICT・企画) 窓口④番

☎06-6682-9909

☎06-6686-2040

✉suminoe-vision@city.osaka.lg.jp



HPはこちら

マイナンバーカードの新規申請をお手伝いします!

予約不要・写真撮影サービス・手ぶらでOK

2月15日(土)、16日(日)、24日(月・休) 11:00～17:00

住之江会館(南加賀屋3-1-20 2階)

上記会場ではマイナンバーカードの保険証利用申込や公金受取口座の登録のサポートも行っています。他区の会場もご利用いただけます。Webサイト・コールセンター(☎050-3535-0200)でご確認ください。



詳しくはこちら



大阪市手話奉仕員養成講座(初級コース)受講生募集

要申込

大阪市では、手話を必要とする聴覚障がい者などのコミュニケーション手段を支援するため、手話奉仕員を養成します。

内 手話奉仕員養成講座「初級コース課程」

日 4月18日(金)～令和8年2月14日(土) 毎週金曜日19:00～20:30(休講日あり) 全35回

場 大阪市立住之江会館(南加賀屋3-1-20)

対 大阪市内在住・在勤・在学の中学校卒業以上で初心者の方

定 25名(申込多数の場合は抽選)

¥ 3,300円(テキスト代) 初回受講日に支払い 別途動画視聴システム費用1,760円必要

申 往復ハガキで住所・氏名(ふりがな)・年齢・生年月日・電話番号・勤務先等(市外居住者のみ)・手話を習う目的「手話教室申込」を記入しお申し込みください。(送付先)〒559-8601 住之江区御崎3-1-17住之江区役所保健福祉課(福祉) 3月14日(金)必着

他 主催:大阪市聴言障害者協会

主管:住之江区聴言障害者協会

問 保健福祉課 窓口③番 ☎06-6682-9857

ドローン等の飛行規制について

万博の円滑な準備・運営を確保するために、大阪府の条例により、ドローン等の飛行を規制することとなりました。

飛行禁止の対象地域

万博会場を含む夢洲及びその周辺概ね1,000m ※対象地域は今後新たに指定されることもあります。



飛行禁止の期間 1月19日(日)～10月13日(月・祝)
対象区域において、対象期間中にドローン等を飛行させる場合は警察への届出が必要になります。(※違反した場合、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金) 詳細な規制区域は右記二次元コードをご覧ください。

問 大阪府・市 万博推進局
☎06-7632-6821



大阪府HPはこちら



大阪府警HPはこちら

確定申告書作成開場のお知らせ

税理士の指導による申告書作成会場

会場(所在地)	開設期間	受付時間	備考
ポータウン西ビル2階 (住之江区南港中3-2-77)	2月5日(水)～2月7日(金) ※例年大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や早めに受付を終了する場合があります。	10:00～11:30 13:00～15:30	土地株式等の譲渡、贈与税、相続税の相談は行っていません。
近畿税理士会住吉支部 (住吉区住吉2-9-72 住吉納税協会2階)	3月4日(火)～3月5日(水) ※事業又は不動産所得者の方の専用会場です。	9:30～11:30 13:00～15:30	

住吉税務署申告書作成会場(スマホ申告会場)

開設期間は、2月17日(月)～3月17日(月)までです(土日祝を除く)。

相談開始は、9:15から(相談受付時間は8:30から16:00まで)です。

※早めに相談受付を終了する場合があります。

※住吉税務署の確定申告相談は、原則、スマホ申告となります。パソコンでの申告書作成は、パソコン台数に限りがあるため、相当な待ち時間が予想されます。

相談に来られる際は以下の点にご留意願います。

※申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券の配付状況に応じて早めに相談受付を終了する場合があります。

※公共交通機関をご利用ください。近隣の駐車場をご利用いただいた場合、駐車料金は自己負担となります。

問 所得税・消費税は、住吉税務署 ☎06-6672-1321(代表) 月曜日～金曜日 8:30～17:00(土日祝を除く) 確定申告関係の電話は、「0番 確定申告コールセンター」で対応します。

市民税・府民税の申告受付が始まります

市民税・府民税の申告は送付または大阪市行政オンラインシステムによる申告をお願いします。なお、申告書は、大阪市ホームページで源泉徴収票などをもとに作成いただけます。



詳しくはこちら

申告方法・受付期間

①市税事務所あて送付による申告:
受付中(3月17日(月)まで)

②大阪市行政オンラインシステムによる申告:
受付中(3月17日(月)まで)

・令和6年中に収入がある方(給与所得・雑所得(公的年金等・業務・その他)の申告のみ)

・令和6年中に収入がない方

③窓口での申告(土・日・祝休日を除く)

※受付期間の最初・最後の1週間や受付開始直後・終了間際の時間は混雑が予想されます。

市税事務所窓口:あべの市税事務所

【2月12日(水)～3月17日(月)】

(平日9:00～17:30(金曜日は9:00～19:00))

区役所臨時申告会場:住之江区役所 地下会議室

【2月17日(月)～3月17日(月)】

受付:月曜～金曜9:00～11:30、13:00～16:00

ご注意:所得税の確定申告等については、住吉税務署(☎06-6672-1321)にお問い合わせください。

問 あべの市税事務所 市民税等グループ

☎06-4396-2953

固定資産税・都市計画税(第4期分)の納期限は、2月28日(金)です。

問 あべの市税事務所 固定資産税グループ

☎06-4396-2957(土地)

☎06-4396-2958(家屋)

住之江工営所は2月10日(月)より庁舎修繕に伴い仮庁舎へ移転します

移転先:西成区玉出東1-6-3

代表電話:06-6686-0434

※代表電話の変更はありません。

問 住之江工営所 ☎06-6686-0434